



シニアのひろば



人によさしい住宅リフォーム補助金

市では、高齢者を対象にさまざまな生活支援サービスを行っています。

今回は「人によさしい住宅リフォーム補助金」についてご紹介します。

【対象】

市内在住で65歳以上の方がいる世帯

【内容】

次のいずれかに該当する経費の2分の1（上限15万円）

- ・居室、浴室、トイレなどの段差解消や手すりの取り付けなど高齢者が暮らしやすい環境に改善する場合
- ・防災ベッド、防災フレーム、耐震シエルターなどを設置する場合



【補助の流れ】

- ① 必要書類をそろえ、申請
- ② 申請後、市で内容を審査

③ 市職員と高齢福祉課職員が現場を確認

④ 対象と認められた場合、補助を決定

⑤ 工事実施

⑥ 工事完了後、必要書類をそろえ、市へ工事の完了報告

⑦ 市が現場を確認し、補助金を交付

【注意事項】

・工事着工後の補助金申請は認められませんので、必ず着工前に現場確認ができるよう申請をしてください。

・対象となる高齢者が、要介護認定を受けている場合、工事の内容により、介護保険制度の住宅改修が優先されれます。

【申込】

・世帯につき1回限りの補助です。

平成31年1月31日までに高齢福祉課へ「申請書」「工事見積書の写し」「改善前の写真、改善前・改善後の見取図（平面図）」を直接提出

※毎月第2水曜日までの申請と第4水曜日までの申請を取りまとめ、現場確認を実施します。

◆よくある質問

Q1 どのような改善が補助対象となりますか。

A1 手すりの取り付けや、トイレ・風呂

の段差をなくす工事など、高齢者が暮らしやすくなる工事の補助です。

例えば、和式便器から洋式便器へのリフォームなども対象工事となりますが、洋式便器から洋式便器への取り替えは補助の対象外となります。

Q2 申請はどのようにするのか。

A2 工事を予定している業者に相談の上、必要書類の準備をしてください。

Q3 家全体のリフォームを考えていますが、補助申請はできますか。

A3 補助対象となる部分のみの申請も可能です。必要書類の内容などは事前にお問い合わせください。

住み慣れた家でいつまでも暮らせるよう、ぜひ、この制度をご利用ください。

▼高齢福祉課

☎ 23・4654 FAX 23・3545

